

訪問看護サービス事業者 管理者 様

吹田市福祉部
福祉指導監査室

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定等について

本市介護保険行政の推進に、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
貴事業所におかれては、介護保険法による指定を受けております。その指定を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、特段の申出をしない限りは、健康保険法による指定があったものとみなされるところです。

このことに伴い、以下の点について改めて御留意願います。

- ・ 健康保険法による指定通知書については、翌月初旬以降に送付されます。
- ・ 届出した内容に変更があった場合や、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準に規定する加算等を算定する場合は、その旨の届出を地方厚生局長に行う必要があります。（介護給付費に係る加算の届出とは別に行う必要があります。）
- ・ 各種届出に関する様式、記載要領については近畿厚生局ホームページに掲載しておりますので御参照ください。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/kango/index.html

～お知らせ～

近畿厚生局においては、保険診療に関する通知や届出に関する情報を、近畿厚生局ホームページに掲載しておりますので、随時ご確認ください。

●近畿厚生局ホームページ (<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/>)

> 保険医療機関、保険薬局、柔道整復師、訪問看護事業の皆様